

初任運転者に対する【安全運転の実技指導】について

- 実施日程 : 入社後選任の日までの間
車種区分 : 原則的に大型バスを使用
添乗者(指導者): 貸切バス乗務経験15年以上の指導員

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表します。

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

【座学】

- ①. 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ②. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③. 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④. 危険の予測及び回避
- ⑤. 安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥. ドライブレコーダー映像指導(※⑦実技指導の映像を使用する)

【実技指導】

- ⑦. 安全運転の実技指導

実技指導のルート

- ①都市部: 久慈市内・八戸市内・三沢市内
- ②山間部: 平庭高原・洋野町大野地区
- ③自動車専用道路: 三陸道

※その他対象者の技量に応じて、指導者が必要と思われるルートを適宜選択する。

①～⑥は延べ10時間以上実施、⑦は延べ20時間(※運転時間)以上実施し、安全運転方法を添乗により指導。
※初任運転者が事業用自動車のドライバーとして選任できる状態かどうかの見きわめを指導員が行いその後選任する。